

## いじめ問題への取組の徹底について

平成24年8月 宮城県教育委員会

### 1 基本的な考え

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。
- (2) いじめは、人間として決して許されないことである。
- (3) いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に組織的に対応することが重要である。
- (4) 事実に基づき、毅然とした姿勢で問題の解決に向けて取り組まなければならない。
- (5) 警察などの関係機関とより緊密な連携が必要である。
- (6) 大震災後のこれからの取組が一番重要であり、県教委と市町村教委で危機感を共有して取り組むこととする。
- (7) 県教委は、必要に応じて職員を派遣するなど、市町村教委や学校を最大限支援していく。

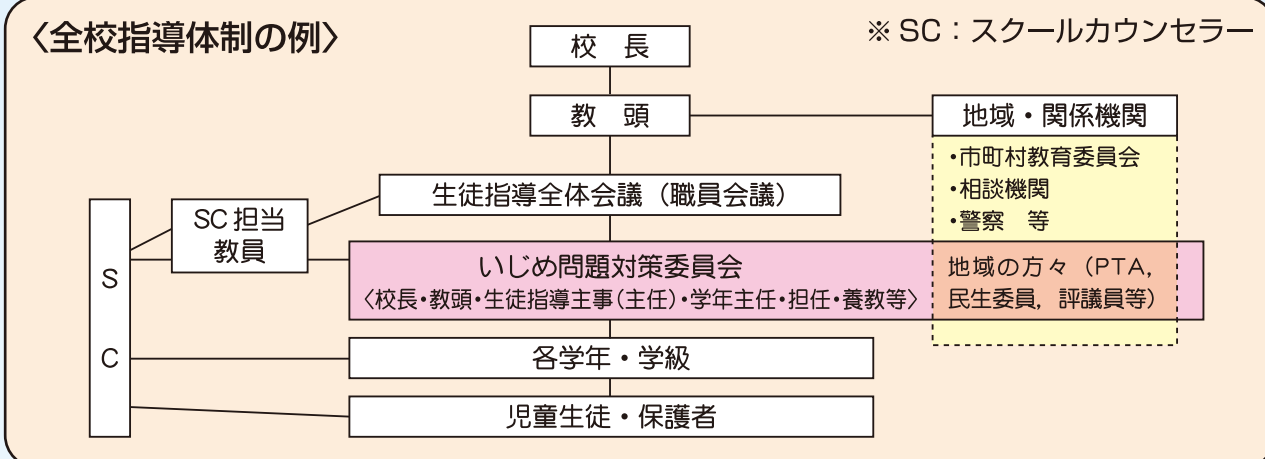
### 2 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 月1回程度のアンケート調査や個別面談など、学校等におけるきめ細かな実態把握や相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
- (2) 担任等が問題等を自分だけの責任として、一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) 学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、市町村教委や警察と連携して対処するほか、学警連等の会議において情報の共有を図る。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

### 3 いじめを許さない、いじめを生まない学校づくり

- (1) いじめは人間として絶対に許されないことであり、いじている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。同時に、加害・被害の関係が途中で逆転することもあることから、発生した事実の背後関係についても精査が必要である。
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し、そのときの指導で解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (3) いじめは、対人関係の問題であるという視点に立ち、道徳教育や体験学習（特別活動、部活動等）などを通じて、児童生徒同士の心の結び付きを深めるとともに、互いを尊重する気持ちをはぐくむことが必要である。また、いじめを見たり聞いたりした時に、それを傍観者として見過ごしてしまうのではなく、何らかの形で声をあげることのできる、強い心を育てていくことが重要である。

以下の「全校指導体制の例」を参考に、いじめ問題への学校体制を整え、早期発見・早期対応に努めましょう。



## いじめの早期発見(チェックポイント)

- 遅刻, 欠席が増える。
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず, うつむき加減でいることが多い。
- 出席確認の際, 声が小さい。
- 頭痛, 腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中, 正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり, 遅れて教室に入る。
- 物が壊れたり, 事件が起きたりすると, その子のせいにされる。
- 椅子や机が壊されたり, 所持品や机に落書きされたりする。
- 授業の始めに, 机の上の教科書などが散乱している。
- 特定の子の運動着が破られたり, 靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり, その意見が支持されなかったりする。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり, 部屋の周りをウロウロしたりする。
- その子を褒めるとクラスの子どもたちがあざけたり, シラけたりする。
- 「誰かやってくれないか」と言うと, 特定の子の名がふざげ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループから外れて一人ポツンとしており, 沈みがちになっている。
- 「ばいきん」「〇〇菌」など人の嫌がるあだ名を付けて呼ばれる。
- 急いで一人で帰宅する。
- 日記, 作文, 絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
- 集金などの提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。



## いじめに関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談機関名	電話番号
宮城県大河原教育事務所	0224-53-3111 (内570)	24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
宮城県仙台教育事務所	022-275-9111 (内2515)	子どもの教育相談	022-376-2571
宮城県北部教育事務所	0229-91-0701 (内578)	いじめ110番 (県警本部少年課 24時間)	022-221-7867
宮城県北部教育事務所栗原地域事務所	0228-22-2139 (直通)	ヤングテレホン相談	022-222-7830
宮城県東部教育事務所	0225-95-7949 (直通)	子どもの人権110番 (仙台法務局人権擁護部)	0120-007-110
宮城県東部教育事務所登米地域事務所	0220-22-6111 (内665)	子ども人権ホットライン (仙台法務局塩竈支局)	022-366-1200
宮城県南三陸教育事務所	0226-24-2573 (直通)	子ども人権ホットライン (仙台法務局古川支局)	0229-22-1200
宮城県中央児童相談所	022-224-1532	子ども人権ホットライン (仙台法務局石巻支局)	0225-22-6188
宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	子ども人権相談 (仙台法務局大河原支局)	0224-52-6053
宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	子ども人権相談 (仙台法務局登米支局)	0220-52-2070
宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	子ども人権相談 (仙台法務局気仙沼支局)	0120-007110

いじめ問題への対応  
～学校の取組の徹底について～

いじめを許さない  
学校づくり  
のために

いじめを早期に発見し、適切に対応することで、いじめを長期化、深刻化、複雑化させないことが重要です。

学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、適切に対応できる学校づくりのために、この資料を作成しました。

宮城県教育委員会

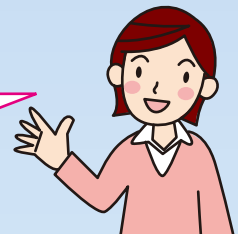
平成24年9月

# 「いじめ」とは？

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」は、被害を受けている子どもが「いじめ」と感じたら「いじめ」であるとして対応しましょう。

教職員や周囲の大人は、  
いじめのサインに  
敏感になりましょう。



# 「いじめ」への早期対応 認知後はすぐ対応。

### いじめている子には いじめが完全になくなるまで 継続して指導していきましょう。

- ①いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ②不満等の訴えを十分に聴く。→ 受容的態度
- ③いじめられる子のつらさに気付かせる。→ 内省
- ④課題解決のための指導・援助を行う。
- ⑤学級等への所属感を高める。→ 成長への期待

心理的ケアを十分に行いましょう

### いじめている子の保護者には 協力を得られるように努めましょう。

- ①いじめの事実を正確に伝える。
- ②保護者の心情を理解する。  
(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

# 「いじめ」の早期発見 「いじめ」のサインを見逃さない。

## いじめの発見に関する事例

### 事例 1

いつも仲良く遊んでいる4人組。今日はみんな笑顔でプロレスごっこ。そう言えば、いつもプロレスごっこをしているな。  
次の日、4人組の1人A君の保護者から電話が…。  
「学校に行きたくないとっているのですが、何かあったのですか？」  
生傷が絶えない、何も話さないというA君。話を聞くと、プロレスごっこでいつもいじめられているとのこと。まさかあれがいじめの現場だったとは。

### 事例 2

いつも明るいBさんだが、最近学校で表情がさえず、うつむき加減で過ごす様子が見られる。  
その後、定期的アンケートをとったところ、Bさんから「学校が楽しくない」という回答が。  
「話しかけても無視される。」  
メールで自分を無視する話が回っているというというBさんからの話。最近の様子は、Bさんのいじめに悩む姿だった。

### 事例 3

トイレ掃除当番のC君が教室に戻ってきたら、スポンジが水で濡れていた。「水をまきすぎた。」と言っていたが、この前も同じように濡れていた。早く上手になってほしいものだ。  
すると放課後、女子がこっそり教えてくれた。  
「いつもC君はいじめられてるんですよ。」  
水をかけられていたのはその一端だったのだ。



## 学級では

担任は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、児童生徒に示しましょう。

- ①具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ②傍観者にならないよう考えさせ、人権意識を育てる。
- ③「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、友情を基盤とする学級をつくる。
- ④意図的・継続的にいじめ防止と早期解消を働きかけていく。

## 学校では

担任等が一人で抱えることなく、組織的に取り組むとともに関係機関との連携を図りましょう。

- ①いじめ問題対策委員会を中心に、市町村教育委員会と緊密な連携を図る。  
※いじめ問題対策委員会には、地域の方々（PTA、民生委員、評議員等）を含めていじめの対応を考える。
- ②学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を密にし、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

# いじめアンケートについて

大震災後2年目から、児童生徒における問題行動の増加が懸念されます。定期的に簡易アンケートを実施する等、児童生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるようにしましょう。  
簡易アンケートは、無記名とし、月1回程度実施して、学級経営等の参考にしましょう。

## 簡易アンケート様式の例（小学校）

### 学校生活アンケート

年 組（男・女）

このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。

- 1 学校が楽しいですか。  
(1) 楽しい (2) ぶつう (3) 楽しくない
- 2 今、先生に相談したいことがありますか。  
(1) ある (2) ない
- 3 今、だれかにいじめられていますか。  
(1) いる (2) いない (3) こたえられない
- 4 このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。  
(1) ある (2) ない

様式は、例を参考に、学校で作成します。

### 〈活用例〉

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」がチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査には、見取り、面接、再調査などが考えられる。

〈参考〉国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（H24.6月発行）

「生徒指導リーフ Leaf. 4 いじめアンケート」から（抜粋）

誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「無記名式アンケート」を実施します。  
・「早期発見」に役立てようと「記名式アンケート」を行っても、多くは「手遅れ」の事例になります。なぜなら、いじめアンケートで得られる回答の多くは、過去（年度初めや夏休み明け以降などの一定期間）の経験だからです。  
・現在進行中で、深刻な事例（第三者に相談できないようなもの）であるほど、「記名式アンケート」には回答しづらいものです。アンケートで訴えてきた事例に対応していく姿勢では、そうした深刻な事例ほど見落としがねません。  
・いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにあります。そのためには、より正確な回答が得られやすい「無記名式アンケート」を用いることが一番です。